

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東郷町	祐福寺地区	令和3年3月31日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	61.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	19.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.8ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	10ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体を引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積の方が、1.6ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

祐福寺地区の農地利用について、水田については中心経営体である認定農業者1経営体に、畑については畑作を行っている経営体に集積を図っていく。また、入作を希望する新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	[Redacted]	水稲、麦	82.9 ha	水稲、麦	92.5 ha	町内全域
認農		畜産(牛)	- ha	畜産(牛)	- ha	祐福寺
認就		施設野菜 露地野菜	1.4 ha	施設野菜 露地野菜	1.8 ha	祐福寺
計	3人		84.3 ha		94.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

営農の効率化の方針

農地の集積・集約を図ることで、担い手の耕作効率の向上を図り、耕作面積の拡大を図れるようにしていく。また、新規就農者に対してまとまったほ場を紹介できるようにしていく。

水田や畑のエリア分け、農法別のエリア分けを行い団地化することで、耕作効率の向上を図る。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理事業の周知・活用を図り、担い手への農地の集積・集約を図っていく。

5 その他対象地区内の取組方針

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について検討をしていく。

新規・特産化作物の導入方針

中心経営体を軸に、近年作付けが始まった水稲後の小麦の作付け面積の拡大や有機農産物等付加価値の高い農産物の作付けを推進することで、農家の所得向上を図っていく。